

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8年 6月 10日

呉市長 様

提出者

住所 広島市中区上八丁堀 4－1

氏名 五洋建設(株)中国支店

常務執行役員支店長 谷川 純一

電話番号 082-511-7905

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき，特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので，提出します。

事業場の名称	五洋建設(株)中国支店
事業場の所在地	広島県広島市中区上八丁堀 4－1
計画期間	令和 8年4月1日～令和 9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙 5， 6 のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 7 のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 5, 6 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 5, 6 のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 5, 6 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 5, 6 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（ 年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和7年度）実績量

計画：今年度（令和8年度）計画量

単位:トン/年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										電子情報処理組織の使用に関する事項
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状
特別管理産業廃棄物の種類																					
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物																					
ばいじん																					
燃え殻																					
汚泥																					
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)																					
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																					
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																					
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																					
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																					
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	197	274									197	274	197	274	0	0					
燃え殻(特定有害産業廃棄物)																					
ばいじん(特定有害産業廃棄物)																					
廃油(特定有害産業廃棄物)																					
汚泥(特定有害産業廃棄物)																					
廃酸(特定有害産業廃棄物)																					
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)																					
合計	197	274	0	0	0	0	0	0	0	0	197	274	197	274	0	0	0	0	0	0	0

別紙6（廃棄物処理法-特別産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高 6,972,526（千円）
③従業員数	211名（令和 8年3月31日）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	① 産業廃棄物発生（工事現場） ↓ ② 収集・運搬（運搬業者） ↓ ③ 処分（処理業者：埋立）

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

別紙7（管理組織図）のとおり

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 工事着手前の検討会等を通じて適正な処理を行う。
②計画	（今後実施する予定の取組） 今後もこれまでと同様の抑制に関する取組を行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 他産業廃棄物と分別を適切に行う。
②計画	（今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後もこれまでと同様の取組を行う。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 現在、実施していない。
②計画	（今後実施する予定の取組） 今後も実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 事前に委託業者の適切性を確認し、委託契約を締結している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も、適正な委託契約を締結する。 また、可能な限り電子マニフェストの対応及び優良認定処理業者へ委託をする。

建設廃棄物処理管理組織図

